

○伊達市道路占用料徴収条例

別表（第2条関係）

該当条項	占用物件		占用料	
			単位	金額
法第32条第1項 第1号	第1種電柱		1本につき1年	420円
	第2種電柱			650円
	第3種電柱			880円
	第1種電話柱			380円
	第2種電話柱			610円
	第3種電話柱			830円
	その他の柱類	消火栓、火災報知器及び信号機		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき	4円
	地下電線その他地下に設ける線類		1年	2円
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	370円
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	760円
	郵便差出箱又は信書便差出箱			320円
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	その他のもの	バス待合所及び時刻表示板	占用面積1平方メートルにつき1年	380円
		公衆用ごみ容器、ロードヒーター及び灰皿		760円
		移動式花壇		760円
	物件置場	200円		
	庭園敷地	66円		
	農耕地	7円		
	その他のもの	760円		
法第32条第1項 第2号	水管、下水道管、蒸気管、マンホ	外径0.07メートル未満	長さ1メートルにつき 1年	16円

	ール、電力管、石油管、ガス管、通信管、直埋ケーブルその他の管類	外径0.07メートル以上0.1メートル未満		23円
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満		34円
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満		45円
		外径0.2メートル以上0.3メートル未満		68円
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満		91円
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満		160円
		外径0.7メートル以上1.0メートル未満		230円
		外径1.0メートル以上		450円
法第32条第1項第3号	鉄道、軌道及び索道		占用面積1平方メートルにつき1年	760円
法第32条第1項第4号	アーケード			76円
	日よけ、雨よけ及び雪よけ			760円
法第32条第1項第6号	露店、屋台及び抽選場	祭礼及び縁日に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10円
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	96円
道路法施行令第479号。以下「令」という。）第7条第1号	看板で電柱類（電柱、電話柱、街灯柱等）に添加する広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	670円
	看板（上記のもの及びアーチで	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
	あるものを除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	バス停留所標識		1本につき1年	300円
	標識			610円
	旗、のぼり、ちようちん及び店	祭礼及び縁日に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円

	頭装飾	その他のもの	1本につき1月	96円
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼及び縁日に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円
	令第7条第2号に掲げる工作物（太陽光発電設備及び風力発電設備）		占有面積1平方メートルにつき1年	760円
	令第7条第3号に掲げる施設（津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設）			近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料（工事用板囲足場、詰所その他工事用施設）		占有面積1平方メートルにつき1月	96円
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設（仮設建築物及び一時収容するための施設等）			76円
	その他の占有		市長が定める。	

#### 備考

- 1 金額の単位は円とし、円未満は切捨てするものとする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メー

トル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとし、この計算は占有物件1個ごとに行うものとする。

- 7 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月額をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が16日以上であるときは1月分とし、16日未満であるときは半額とする。
- 9 1件の占有許可に係る各年度ごとの占有料の額が100円に満たない場合は、占有料の額を100円とする。
- 10 特殊の事情があると認められる場合は、市長はこの表によらないで、占有料を定めることができる。